

第1子保育料の無償化を実施します

北区では、東京都の保育料等負担軽減に係る補助事業の対象拡大を受け、子育て家庭への支援拡充を目的として、第1子保育料の無償化を開始します。

対象施設

- 認可保育所
- 地域型保育事業所
- 認定こども園（2号・3号）

開始時期

令和7年9月から

対象児童

0～2歳児クラスの住民税課税世帯の第1子のお子さん
（北区に住民登録がある方）
※3～5歳児クラスのお子さんや第2子以降のお子さん、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯のおさんはすでに無償化されています。
※区外の認可保育施設に通うお子さんも対象です。

無償化となる費用

保育必要量の認定により決定した時間内の**月額保育料**
※**月極延長保育料やスポット保育料（時間内・時間外）は無償化の対象外**です。

必要な手続き

保護者の方の手続きは不要です。

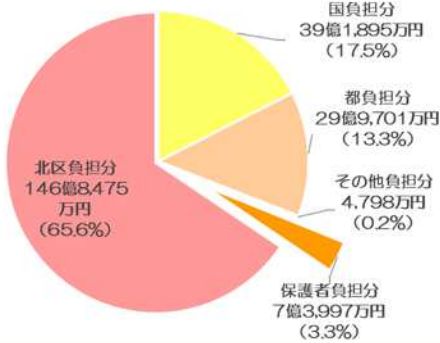
<参考> 国及び東京都の保育料無償化の流れ

0～2歳児の 住民税課税世帯	第3子以降		第2子		第1子
	第1子が就学前	第1子が小学生以上	第1子が就学前	第1子が小学生以上	就学前
国の無償化 <R1.10～>	無償化	保護者負担1/2	保護者負担1/2	全額保護者負担	全額保護者負担
東京都の無償化 <R1.10～>	無償化		保護者負担1/2	保護者負担1/2	全額保護者負担
補助制度 <R5.10～>	無償化				全額保護者負担
<R7.9～>	無償化				

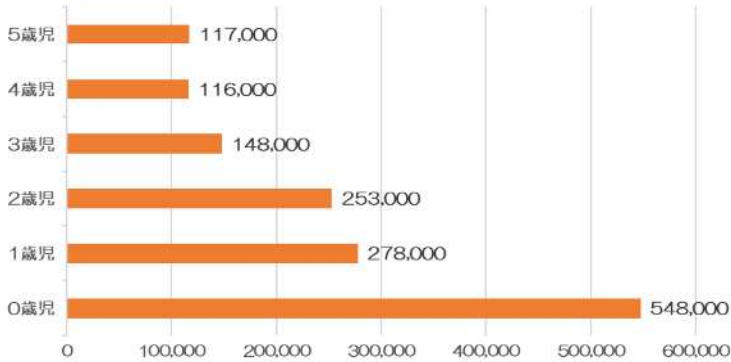
※3～5歳児の全世帯・0～2歳児の住民税非課税世帯は、国の無償化により令和元年10月から無償化となっています

（参考）北区の認可保育施設運営経費

令和6年度保育園運営経費 223億8,867万円



児童1人あたりにかかる保育経費概算（月額）（単位：円）



北区では、皆様にご負担いただいた保育料と、国・東京都・区の公費によって認可保育施設を運営しています。今後もお子さんにとって安全で、より良い保育の実施に努めてまいりますので、保護者の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ先

東京都北区 子ども未来部保育課入園相談係
〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 電話：03-3908-9129